

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集要項 (概要)

## 提案主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織(例:〇〇県町村会)

## 提案募集の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲  
(例)農地転用許可の権限移譲
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び必置規制の見直し)  
※「義務付け・枠付け」とは、地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けることをいいます。  
※以下のような提案は上記①②に該当しないため対象外。
  - ・国・地方の税財源配分や税制改正
  - ・予算事業の新設提案
  - ・国が直接執行する事業の運用改善.....等

## 提案までの流れ

- ①事前相談(随時)  
地域の課題や支障事例等を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。  
※この時点では首長の了解は不要です。令和3年度のうちから早めの相談をお願いします。
- ②提案内容の充実(事前相談後～本提案前)  
内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータや記載方法について助言。やり取りを重ねながら、提案段階まで内容を改善・充実。
- ③提案の提出(～6/1)  
首長の了解を得て、所定の提案様式で内閣府に提案を提出。

## 受付期間・問合せ先

事前相談: 3/1(火)～5/10(火)  
 本提案: 3/1(火)～6/1(水)  
 【提出・相談先(提案募集総括担当)】  
 電話: 03-3581-2437

# 令和4年の提案募集の方針について

- 令和4年の提案募集においては、以下の方針により、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。

## 1. スケジュール

- |          |   |
|----------|---|
| 2月28日（月） | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議<br>↓（令和4年提案募集の方針決定）                    |
|          | ○事前相談・提案受付開始  |
| 5月10日（火） | ○事前相談受付終了   |
| 6月1日（水）  | ○提案受付終了<br>↓  |
|          | ○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）  |
| 7月上旬     | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議<br>↓（重点事項の決定）                          |
|          | ○関係府省への検討要請   |
| 7月～8月    | ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング  |
| 9月上旬     | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議<br>↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告） |
|          | ○関係府省への再検討要請  |
| 10月～     | ○関係府省からの第2次ヒアリング  |
| 11月中下旬   | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議<br>（対応方針案の了承）                          |
| 12月中下旬   | ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）   |

4月13日（水）

○4月8日（金）までに頂いた事前相談に係る  
他の地方公共団体等への情報提供



～4月28日（木）

○補足的な支障事例等、共同提案の意向 の受付

## 2. 重点募集テーマ①「計画策定等」

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

### ＜提案の視点の例＞

- ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
  - (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
  - (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
  - (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
  - (エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
  - (オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

## ＜提案の視点の例＞

- ②計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
  - (ア) 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
  - (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
  - (カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

(参考) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

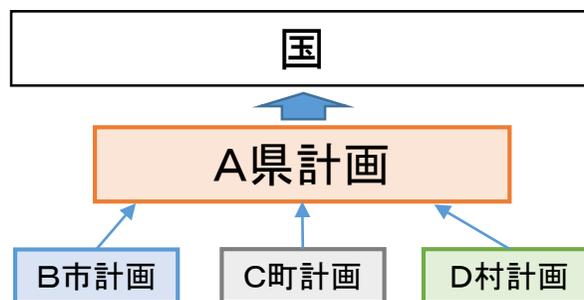
- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。

## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて  
(ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの  
(イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの

### 現行

都道府県が策定する計画が実質的に市町村計画をとりまとめるだけになっている



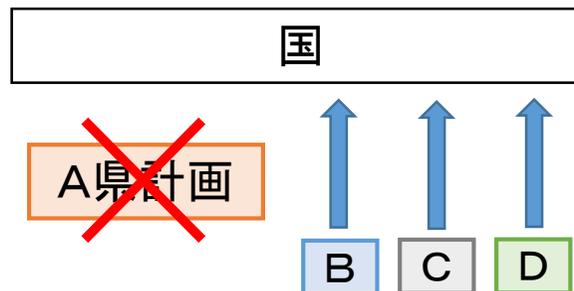
【A県】



数字をとりまとめているだけで、A県計画を策定する意義は無いのではないか

### 提案例

都道府県に対する計画策定の義務付けを廃止



【A県】



計画策定に係る事務負担が軽減！

この視点に関連する提案：

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止（令和3年 管理番号65）

## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて  
(ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの  
(エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

### 現行

A計画の主たる記載事項は、関係団体が策定するB計画に定める内容と異なる設定をする余地がない(政策上実質的な役割が認められない)

A計画  
(A県)

B計画  
(B団体)



B計画と趣旨や目的が重複しているA計画を策定する意義は無いのではないか

### 提案例

A計画策定の義務付けを廃止

~~A計画  
(A県)~~

B計画  
(B団体)



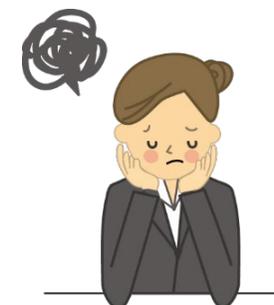
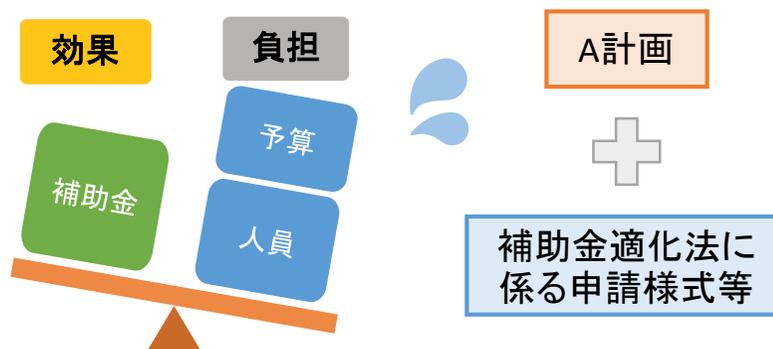
計画策定に係る事務負担が軽減！事業推進に注力できる！

## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

- ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて  
(オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

### 現行

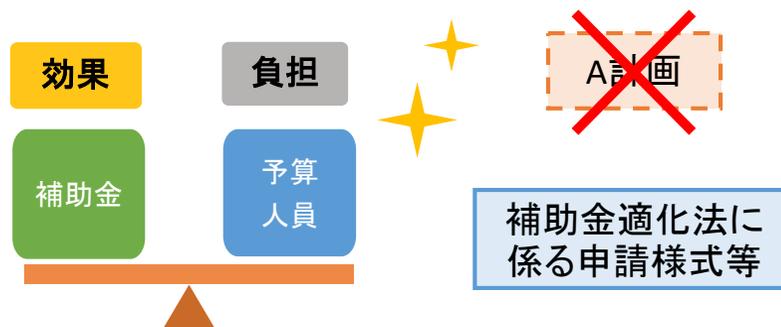
交付金の交付を受ける際に必要な計画策定に係る人員や予算上の負担が大きい



負担が重いよー

### 提案例

交付金申請に必要な他の関係書類等に統合する等、申請に係る事務負担を軽減

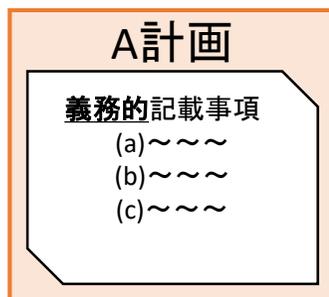


## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

### 現行

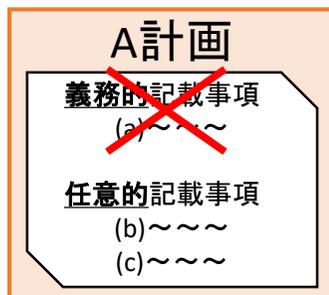
計画を策定する場合に記載しなければならない事項(目標、期間等)が法律等で定められている



全国共通で記載事項を規定されると、  
実情に鑑みて不要と考えられる事項についても記載しなければならない...

### 提案例

記載事項を廃止もしくは任意の記載事項に変更



各地方公共団体にとって真に必要な事項に絞って計画を策定することが可能となり、  
事務負担も軽減!

## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(イ)策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

### 現行

計画策定に係る標準的な事前調査方法等について、国から詳細な方法が示されている

#### A計画

将来における必要量の見込みを記載すること

#### 必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- アンケートを実施して…
- アンケートの範囲は…
- アンケート結果をこのような方法で計算し…



地域の特性等を踏まえて柔軟に算出したいのに、国が示す方法が実質的な義務付け※になっている…

※例えば、審議会等において国が示す算出方法による結果を示すよう求められる等

### 提案例

標準的な算出方法が義務付けではないことを明確化した上で、複数の算出方法を記載

#### A計画

将来における必要量の見込みを記載すること

#### 必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- 当該算出方法はあくまで標準的なものであり、義務付けではない
- 算出方法A
- 算出方法B



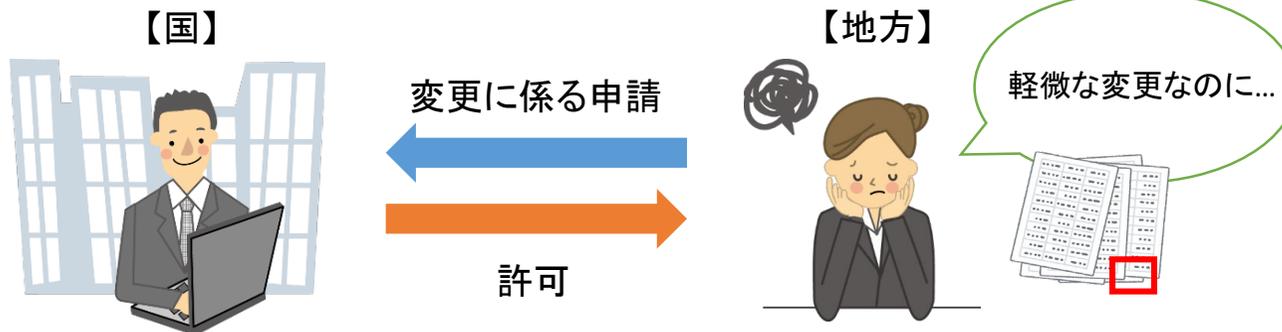
ヒアリングによる調査や過年度調査結果の活用など、地域の特性を踏まえた柔軟な算出が可能に！

## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

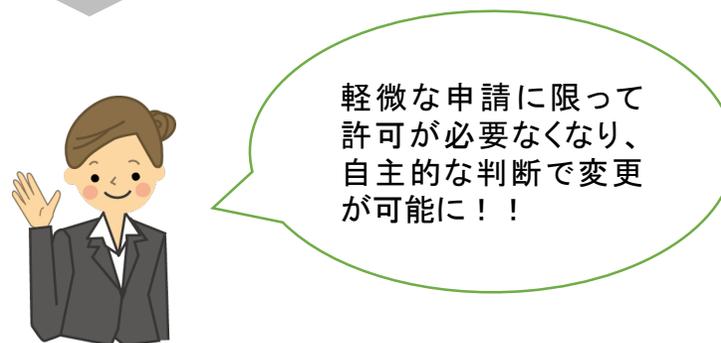
### 現行

計画の軽微な変更であり、  
その他の記載事項に影響がない場合であっても国の許可が必要



### 提案例

計画全体に影響がない軽微な  
変更であれば、国の許可が不要に

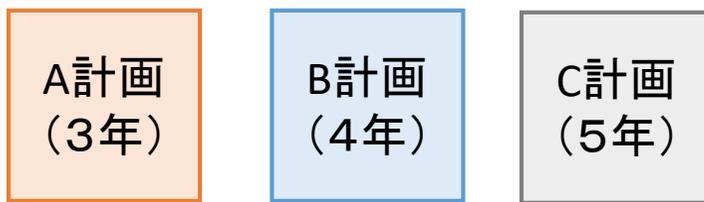


## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)

### 現行

同じ分野で期間の異なる  
類似の計画が複数存在



### 提案例

それぞれの計画期間を  
統一した上で、A計画に  
B及びC計画の要素を含  
めることで個別の計画策  
定を不要に

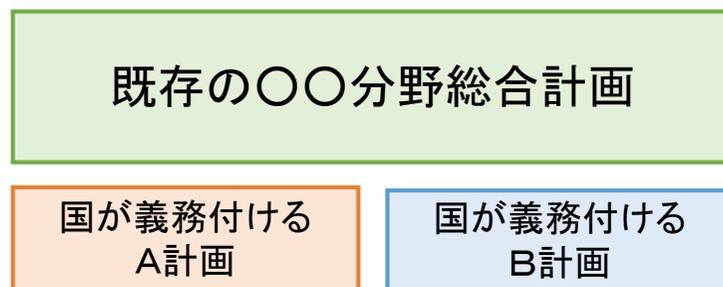


## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの

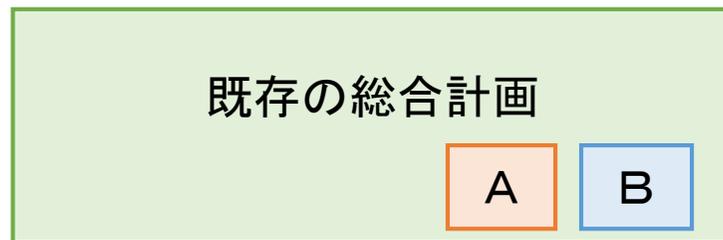
### 現行

地方公共団体独自の総合計画があるにもかかわらず、国から記載内容や様式等が定められた計画の策定を義務付けられている



### 提案例

既存の総合計画の中に国が義務付ける計画の内容を記載することで個別の計画策定を不要に

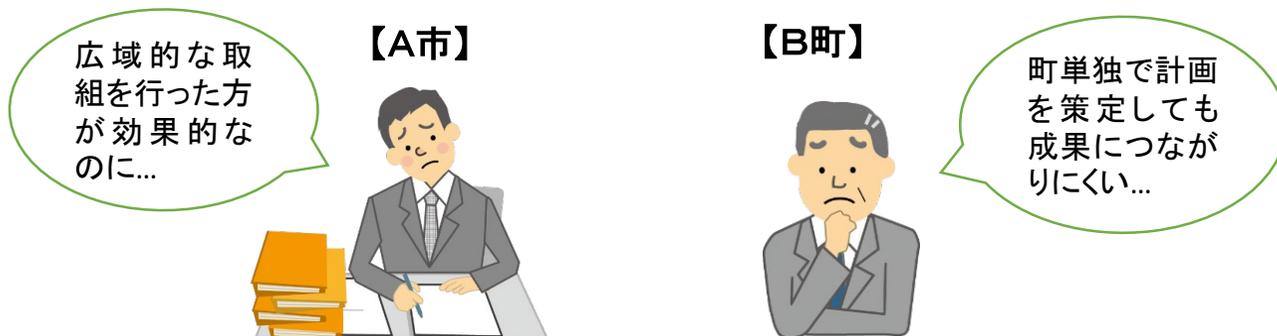


## ■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの  
(カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

### 現行

広域的な取組が必要な分野についても、地方公共団体の規模にかかわらず、計画の策定が義務付けられている



### 提案例

隣接市町村や都道府県を含めた広域的な共同計画の策定が可能に



### 3. 重点募集テーマ②「デジタル(情報通信技術の活用)」

情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制(法令解釈や運用・慣習上の規制を含む)の見直し

#### <提案の視点の例>

##### ① 手続のオンライン化・改善

- (ア) 書面による手続(申請・報告等)が義務付けられているもの
- (イ) 手続のオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの
- (ウ) システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの

##### ② 行政機関間の情報連携等

- (ア) マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの
- (イ) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの

(参考) 経済・財政一体改革における各分野の重点課題(地方行財政)  
(2021年12月3日 経済財政諮問会議有識者議員提出資料) (抜粋)

デジタル時代にあって、業務の効率化、簡素化を進めることが必要である。このため、地方分権改革有識者会議において、国・県・市町村間の紙ベースの行政手続きの重複を一括検証すべき。

○ 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。

# ■ 「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

## ① 手順のオンライン化・改善

(ア) 書面による手順(申請・報告等)が義務付けられているもの

(イ) 手順のオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの

(ウ) システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの

### 現行

書面での手順を前提とした、法令に基づく報告や交付金の申請等



### 現行

書面での手順を前提とした、地方公共団体を経由する申請等



### 現行

システムへの入力項目が多い、重複している等の理由で入力作業・確認作業が煩雑



### 提案例

手順をオンライン化(書面の提出を不要とし、メールやシステムでの提出を可能に)



### 提案例

手順をオンライン化するとともに、地方公共団体の経由を廃止



### 提案例

入力項目の見直し、自動転記等のシステム改善等により、入力作業等を効率化・簡素化



この視点に関連する提案:

社会資本整備総合交付金に係る見直し(オンライン化・押印の不要化等)(令和2年 管理番号23)

この視点に関連する提案:

医師の届出に係る見直し(オンライン化・経由事務の廃止)(令和元年 管理番号145)

この視点に関連する提案:

公益認定等総合情報システムに係る見直し(システムの入力方法等の見直し)(令和3年 管理番号101)

# ■ 「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

## ② 行政機関間の情報連携等

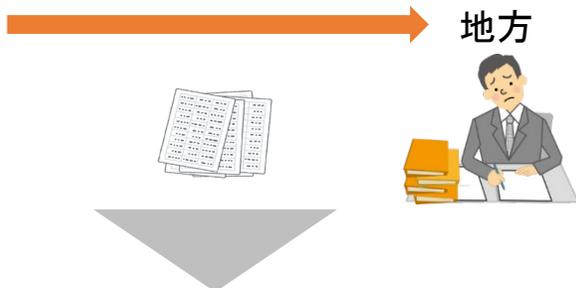
(ア)マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの

(イ)住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの

### 現行

申請等に際し、  
書面の添付が必要

申請者等



### 提案例

マイナンバー制度による情報連携の対象拡大や  
住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、  
書面の添付を不要に

申請者等



この視点に関連する提案:

- ・ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大(平成28年 管理番号298)
- ・ 水道法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号21)

### 現行

地方公共団体の事務に必要な情報の確認のため、  
他市町村への住民票の写し等の公用請求が必要



### 提案例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、  
地方公共団体が当該システムで必要な情報が確認できた場合に  
公用請求が不要に



この視点に関連する提案:

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号140)